

寒河江市ホームページ広告取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、寒河江市の管理するホームページ（以下「市ホームページ」という。）への広告掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類)

第2条 市ホームページに掲載する広告（以下「広告」という。）は、市ホームページ内の広告掲載枠に表示される広告画像で、広告を掲載する者（以下「広告掲載者」という。）の指定するホームページにリンクするバナー広告とする。

(掲載可能な広告の範囲)

第3条 次の各号のいずれかに該当する広告は、市ホームページに掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治性のあるもの
- (4) 宗教性のあるもの
- (5) 社会問題についての主義主張
- (6) 個人又は法人の名刺広告
- (7) その他、広告として不相当であると市長が認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広告に関する基準は、別に定める。

(広告の規格)

第4条 1枠あたりの広告の規格は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 大きさ 縦60ピクセル×横140ピクセル
- (2) 形式 GIF（アニメ可、透過GIF不可）又はJPEG
- (3) データ容量 10KB以下

2 前項に定めるもののほか、広告の規格に関し必要な事項は、別に定める。

(広告の掲載ページ及び広告掲載料)

第5条 広告を掲載するページは、市ホームページのトップページとする。

2 1 枠あたりの広告掲載料（消費税及び地方消費税を含む。）は、次に掲げるとおりとする。

(1) 市内に事業所等を有する公益法人、公共的団体、企業又は自営業の広告

月額3,000円

(2) 市外で山形県内に事業所等を有する公益法人、公共的団体、企業又は自営

業の広告 月額10,000円

(3) 山形県外に事業所等を有する公益法人、公共的団体、企業又は自営業の広

告 月額20,000円

3 広告掲載者は、第9条第2項の規定により通知された掲載期間に係る広告掲載料として、前項に定める金額に年度内における掲載期間の月数を乗じて得た額を、市長が指定する期日までに一括で納付しなければならない。

(広告の掲載期間)

第6条 広告掲載期間は、1月を単位とし、連続36カ月までとする。ただし、広告掲載枠に空きがある場合は引き続き掲載を希望することができる。

(広告掲載の募集)

第7条 広告掲載の募集（以下「募集」という。）は、市ホームページ及び市報さがえにおいて公募するものとする。

2 募集は、広告掲載枠を新たに設置したとき又は広告掲載枠に空きが生じたときに行うことができるものとする。

3 市長は、募集を行うにあたり、広告の掲載が見込まれる者及び広告会社に対し、募集の案内を送付することができるものとする。

(広告掲載の申込み)

第8条 市ホームページへの広告掲載を希望する者（以下「広告掲載希望者」という。）は、市ホームページバナー広告掲載申込書（様式第1号）を電子メールにより、市長が指定する期間内に提出しなければならない。

（広告掲載の決定）

第9条 市長は、第3条に規定する掲載可能な広告の範囲により、広告掲載の可否を決定するものとする。

2 市長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果及び掲載内容、条件等について寒河江市ホームページバナー広告掲載決定通知書（様式第2号）により、広告掲載希望者に通知するものとする。

（広告の作成及び提出）

第10条 広告は、広告掲載希望者の責任及び負担で作成するものとする。

2 広告掲載希望者は、市長が指定する期日及び場所に広告を提出するものとする。

（審査会）

第11条 第9条第1項の決定に必要な事項の審査を行うため、寒河江市有料広告審査委員会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会に関し必要な事項は、別に定める。

（広告内容等の変更）

第12条 市長は、広告の内容、デザイン、リンク先のホームページ内容等が法令等に違反している若しくはそのおそれがある又はこの要綱等に抵触していると判断したときは、広告掲載者に対し、広告の内容等の変更を求めることができる。

（広告掲載の取消）

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。
- (2) 指定する期日までに広告の提出がないとき。
- (3) 前条の規定による広告の内容等の変更を、広告掲載者が行わないとき。
- (4) その他、広告掲載が適切でないと市長が判断したとき。

(広告掲載の取り下げ)

第14条 広告掲載者は自己の都合により、広告掲載を取り下げることができるものとする。

- 2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広告掲載者は、書面又は当該書面をPDF形式に変換したものにより市長に申し出なければならない。
- 3 市長は、第1項の規定による広告掲載の取り下げがあったときは、納付済みの広告掲載料を返還しないものとする。

(広告掲載料の返還)

第15条 市長は、市の都合により広告の掲載を取り消したときは、納付済みの広告掲載料を広告掲載者に返還するものとする。

- 2 前項の規定により返還する広告掲載料は、掲載を取り消した月の翌月以降に係る納付済みの広告掲載料の総額とする。
- 3 第1項の規定により返還する広告掲載料には利子を付さない。

(掲載期間の延長)

第16条 掲載期間において、市の都合により市ホームページが閉鎖又は未掲載の期間があるときは、閉鎖又は未掲載の日数に応じて、掲載期間を延長するものとする。ただし、閉鎖日数が1日未満の場合は、掲載期間を延長しないものとする。

(広告を掲載する者の責務)

第17条 広告掲載者は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

- 2 広告掲載者は、広告の内容等が第三者の著作権等を侵害するものではないこと又その権利処理が完了していることを、市長に対して保証するものとする。
- 3 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求があった場合は、広告掲載者の責任及び負担において解決するものとする。

(リンク先の変更)

第18条 広告掲載者は、広告のリンク先を変更するときは、変更の1週間前までに市の担当部署に連絡するものとする。

(疑義等の決定)

第19条 この要綱に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、別途市と広告掲載者が協議して定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成18年9月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年3月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。